

子どもの貧困の解消に向けた取組について

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和 7 年度～令和 11 年度）において、子どもの貧困の解消に向けた対策に関する全庁各部の事業の進捗状況等を確認し、子どもの貧困の解消に向けて下記のとおり取組んでいく。

記

1 子どもの貧困の解消に向けた取組の方向

（１）全庁での総合的な取組（次世代育成支援推進本部の運営）

- ・次世代育成支援推進本部は、全庁各部の連携の下、子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業を含めた本計画の事業の進捗管理等を行うとともに、「新宿区における子どもの貧困の解消に向けた対策に関する指標」に基づく各施策の効果の把握や検証をする。

（２）子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業の推進

- ・子どもの貧困の解消に向けた対策に資する事業を全庁的に推進する中、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、就学援助などにより被保護者世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習支援を充実する。
- ・早期から専ら子どもの生活リズムに合わせた訪問支援を行うことで、将来の進路や職業選択等に対し夢や希望を持つことについて、保護者や子どもの理解の促進や意識の醸成を図り、子ども本人の意向を踏まえて多様な進路選択が自然とできるような環境や支援体制を整える。また「新宿さばーと教室」では、大学、専門学校等への進学を支援するほか、子ども未来基金の活用により「高校三年生進路支援助成」として高校３年生に対して就職や進学のための検定試験料や資格試験料、専門学校受験料を助成する。

（３）わかりやすい子育て支援情報の発信（子育て支援施策ガイドの発行）

- ・区の主な事業と相談窓口を一覧にしたもので、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として毎年作成する。

2 新宿区における子どもの貧困の解消に向けた対策に関する指標

（１）区の状況と国の状況を確認する指標

- ①生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率
- ②生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率
- ③生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率

(2) 国の指標に準じて区の状況を確認する指標

- ①ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）
- ②ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）
- ③ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）
- ④ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）
- ⑤ひとり親世帯の養育費受領率（母子世帯）
- ⑥ひとり親世帯の養育費受領率（父子世帯）

(3) 区の状況を確認する指標

- ①就学援助率
- ②虐待を主訴に区が支援している子どもの虐待の改善率
- ③区内で活動している子ども食堂等
- ④ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合